（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正）

**第二条**　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第八条第二項第二号の目標）<br>**第二条の二**　法第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、法第八条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定量的に定めるに当たっては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める事項のうち一以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めなければならない。ただし、その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、次の各号に掲げる区分に関する取組のいずれか一方が既に進んでおり、他の区分に関する取組を集中的に実施することが適当と認められる場合には、当該他の区分に定める事項のうち二以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めることをもってこれに代えることができる。<br>一・二　（略）<br>（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準）<br>**第十二条**　法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　その構成員である中小事業主（次号において「構成中小事業主」という。）の三分の一以上が、法第八条第一項又は第七項の届出を行っていること。<br>四　（略）<br>（法第二十条第二項の情報公表）<br>**第二十条**　法第二十条第二項の規定による情報の公表は、前条第一項各号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものを公表しなければならない。 | （法第八条第二項第二号の目標）<br>**第二条の二**　法第八条第一項に規定する一般事業主は、法第八条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定量的に定めるに当たっては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める事項のうち一以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めなければならない。ただし、その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、次の各号に掲げる区分に関する取組のいずれか一方が既に進んでおり、他の区分に関する取組を集中的に実施することが適当と認められる場合には、当該他の区分に定める事項のうち二以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めることをもってこれに代えることができる。<br>一・二　（略）<br>（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準）<br>**第十二条**　法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　その構成員である中小事業主（次号において「構成中小事業主」という。）の三分の一以上が、法第八条第七項の届出を行っていること。<br>四　（略）<br>（法第二十条第二項の情報公表）<br>**第二十条**　法第二十条第二項の規定による情報の公表は、前条第一項各号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものを公表するよう努めなければならない。 |

2　前条第二項から第四項までの規定は、法第二十条第二項の規定による情報の公表について準用する。

（法第二十条第三項の情報公表）

**第二十条の二**　第十九条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、法第二十条第三項の規定による情報の公表について準用する。この場合において、第十九条第二項及び第四項並びに前条第一項中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

2　前条第二項から第四項までの規定は、法第二十条第二項の規定による情報の公表について準用する。この場合において、前条第二項及び第四項中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（新設）

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （準用）<br>**第十二条の二**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第三十条の六第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「労働施策総合推進法」という。）第三十条の六第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「優越的言動問題調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「労働施策総合推進法第三十条の六第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは | （新設） |